

目次

○ 本年の源泉徴収等に関する改正点	3
-------------------	---

■ (令和7年11月30日以前分) 令和7年分の年末調整等のための 給与所得控除後の給与等の金額の表	12
■ (令和7年12月1日以降分) 令和7年分の年末調整等のための 給与所得控除後の給与等の金額の表	21
■ 令和7年分の所得税額の速算表	29
■ 令和7年分の年末調整のための所得税額の速算表	30
■ 令和7年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の早見表	33
■ 年齢早見表 (令和7年用)	34
〈参考〉	
・ 給与の税額計算で月額表等を使用する場合の「扶養親族等の数」の求め方の例示	35
・ (令和7年分) 給与所得の源泉徴収税額表・月額表	36
・ (令和7年分) 給与所得の源泉徴収税額表・日額表	44
・ (令和7年分) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	52
・ (令和7年分) 源泉徴収のための退職所得控除額の表	54
・ (令和7年分) 退職所得の源泉徴収税額の速算表	55
・ (令和7年分) 退職所得に係る住民税の特別徴収税額	56

折込表

- 〈令和7年分〉年末調整作業手順・チェックポイント
- 早見表による控除額の求め方の例示
- 令和7年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表
- 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表

第1部 年末調整の仕方

■ 第1 年末調整に当たっての心得	57
1 年末調整を行う理由	57
2 年末調整の実施時期	60
3 年末調整の対象となる人とならない人	61
4 年末調整に必要な税額表、用紙類の準備	66
5 年末調整手続の電子化	68
6 年末調整の事務手順	69
■ 第2 年税額の計算のための準備	70
1 所得金額調整控除額の計算	70
2 諸控除額の確認	71
(1) 生命保険料控除額の確認	72
(2) 地震保険料控除額の確認	86
(3) 社会保険料控除額の集計と確認	93
(4) 小規模企業共済等掛金控除額の集計と確認	98
(5) 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の確認	101
(6) 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などの確認	109
(7) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の確認	131
3 本年分の給与の金額と徴収税額の集計	163
■ 第3 年税額の計算方法	170
■ 第4 過不足額の精算	172
1 過納額の精算方法	173
2 不足額の精算方法	178
3 年末調整をやり直す場合の税額の精算方法	180
■ 第5 年末調整の計算例	187
1 源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族、特定親族がいる人の場合	188

改正点... 3

給与所得金
額の算出表... 12

諸控除額
の確認... 71

精 算...172

計算例...187

機 計 械 算...228

法 調 定 書...259

実 問 務 答...300

2	独身者の場合	190
3	申告による社会保険料（国民年金保険料）がある人の場合	192
4	扶養親族の中に同居特別障害者がいる人の場合	194
5	給与の金額が比較的高額で老人扶養親族がいる人の場合	196
6	配偶者に内職収入がある人の場合	198
7	寡婦に該当する人の場合	200
8	「ひとり親」に該当する人の場合	202
9	賞与で年末調整を行い、後で支払う給与の支払額が見積額と異なった人の場合	204
10	年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける人の場合	206
11	中途就職者（前職の給与あり）の場合	208
12	給与の総額が2,000万円を超える人の場合	210
13	年末調整後に障害者控除の適用を受ける場合	212
14	年末調整後に給与の追加払を受けた人（同居老親等のいる人）の場合	214
15	年末調整後に給与の追加払を受けた人（独身者）の場合	216
16	年の中途で退職した人（パート）の場合	218
17	年の中途で死亡した人の場合	220
18	年の中途で出国して非居住者となった人の場合	222
19	年の中途で帰国して居住者となった人の場合	224
20	不足額について徴収繰延べを受ける人の場合	226
■第6	機械計算による年末調整のための年税額の計算方法	228
1	機械計算による年末調整の概要	228
2	給与の総額の整理（年調給与額の求め方）	229
3	給与所得控除後の給与等の金額の計算	230
4	所得控除額の計算	231
5	課税給与所得金額の計算	236
6	年調年税額の計算	237
7	機械計算による年末調整の計算例	238
◎	（令和7年分）電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法の特例	240
■第7	年末調整終了後の事務	249
1	不足額の納付	249
2	給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の作成及び提出	250
第2部	1月の源泉徴収事務	
■第1	扶養控除等申告書の取りまとめ	251
■第2	源泉徴収簿の作成	257
■第3	法定調書の作成及び提出	259
1	給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書（個人別明細書））	259
2	退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）	276
3	公的年金等の源泉徴収票	280
4	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	283
5	不動産の使用料等の支払調書	288
6	法定調書合計表及び給与支払報告書（総括表）	291
7	光ディスク等による支払調書等の提出	298
8	源泉徴収票等の電子交付	299
付録	1 はじめての人にもよくわかる年末調整実務問答	300
2	給与の支払を受ける人の確定申告	340
3	賞与に対する源泉徴収税額の計算方法	348
4	住民税の特別徴収	354
5	令和8年1月1日以降の給与所得の源泉徴収税額表	358

（注）

本書は、令和7年9月1日現在の法令によっています。

■ 本年の源泉徴収等に関する改正点

令和7年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）は、令和7年3月31日に可決・成立し、同日公布されました。

この改正のうち源泉所得税関係については、次のような改正が行われています。

なお、本改正点の末尾に令和6年度以前の税制改正により令和7年以後適用される主なものを掲げましたので、参考にしてください。

1 基礎控除等の見直し

以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われることとなりました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))				基礎控除額		改正前
				改正後 (注1)		
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 (注2)		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

(2) 給与所得控除の見直し

- イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。
- ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

- イ 居住者が特定親族^(注)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(注)「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

- ロ 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

税額表等目次

給
与
所
得
金
額
の
算
出
表

- ・ (令和7年11月30日以前分) 令和7年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表12
- ・ (令和7年12月1日以後分) 令和7年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表21
- ・ 令和7年分の所得税額の速算表29
- ・ 令和7年分の年末調整のための所得税額の速算表30
- ・ 控除額一覧32
- ・ 令和7年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の早見表33
- ・ 令和7年分の公的年金等に係る雑所得の計算表34
- ・ 年齢早見表 (令和7年用)34
- ・ (参考) 給与の税額計算で月額表等を使用する場合の「扶養親族等の数」の求め方の例示35

- ・ (令和7年分) 給与所得の源泉徴収税額表・月額表36
- ・ (令和7年分) 給与所得の源泉徴収税額表・日額表44
- ・ (令和7年分) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表52
- ・ (令和7年分) 源泉徴収のための退職所得控除額の表54
- ・ (令和7年分) 退職所得の源泉徴収税額の速算表55
- ・ (令和7年分) 退職所得に係る住民税の特別徴収税額56
- ・ 令和7年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表折込表2
- ・ (令和7年分) 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法の特例240

- ・ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表…折込表3～7
 - ・ 厚生年金保険標準報酬月額保険料額表
 - ・ 健康保険料率早見表
 - ・ 雇用保険率 (労働保険の一般保険料額表)
 - ・ 印紙保険料額表 (日雇労働者雇用保険料額表)
 - ・ 健康保険標準報酬月額保険料額表

(令和7年11月30日以前分) 令和7年分の年末調整等のための給与所

～1,771,999円		1,772,000円～1,971,999円		1,972,000円～2,171,999円	
給与等の金額	給与所得 控除後の 給与等の 金額	給与等の金額	給与所得 控除後の 給与等の 金額	給与等の金額	給与所得 控除後の 給与等の 金額
から～まで		から～まで		から～まで	
円 円	円	円 円	円	円 円	円
550,999まで	0	1,772,000～1,775,999 1,776,000～1,779,999 1,780,000～1,783,999 1,784,000～1,787,999 1,788,000～1,791,999	1,163,200 1,165,600 1,168,000 1,170,400 1,172,800	1,972,000～1,975,999 1,976,000～1,979,999 1,980,000～1,983,999 1,984,000～1,987,999 1,988,000～1,991,999	1,300,400 1,303,200 1,306,000 1,308,800 1,311,600
551,000～1,618,999	給与等の金額 から550,000円 を控除した金 額	1,792,000～1,795,999 1,796,000～1,799,999 1,800,000～1,803,999 1,804,000～1,807,999 1,808,000～1,811,999	1,175,200 1,177,600 1,180,000 1,182,800 1,185,600	1,992,000～1,995,999 1,996,000～1,999,999 2,000,000～2,003,999 2,004,000～2,007,999 2,008,000～2,011,999	1,314,400 1,317,200 1,320,000 1,322,800 1,325,600
1,619,000～1,619,999 1,620,000～1,621,999 1,622,000～1,623,999 1,624,000～1,627,999 1,628,000～1,631,999	1,069,000 1,070,000 1,072,000 1,074,000 1,076,800	1,812,000～1,815,999 1,816,000～1,819,999 1,820,000～1,823,999 1,824,000～1,827,999 1,828,000～1,831,999	1,188,400 1,191,200 1,194,000 1,196,800 1,199,600	2,012,000～2,015,999 2,016,000～2,019,999 2,020,000～2,023,999 2,024,000～2,027,999 2,028,000～2,031,999	1,328,400 1,331,200 1,334,000 1,336,800 1,339,600
1,632,000～1,635,999 1,636,000～1,639,999 1,640,000～1,643,999 1,644,000～1,647,999 1,648,000～1,651,999	1,079,200 1,081,600 1,084,000 1,086,400 1,088,800	1,832,000～1,835,999 1,836,000～1,839,999 1,840,000～1,843,999 1,844,000～1,847,999 1,848,000～1,851,999	1,202,400 1,205,200 1,208,000 1,210,800 1,213,600	2,032,000～2,035,999 2,036,000～2,039,999 2,040,000～2,043,999 2,044,000～2,047,999 2,048,000～2,051,999	1,342,400 1,345,200 1,348,000 1,350,800 1,353,600
1,652,000～1,655,999 1,656,000～1,659,999 1,660,000～1,663,999 1,664,000～1,667,999 1,668,000～1,671,999	1,091,200 1,093,600 1,096,000 1,098,400 1,100,800	1,852,000～1,855,999 1,856,000～1,859,999 1,860,000～1,863,999 1,864,000～1,867,999 1,868,000～1,871,999	1,216,400 1,219,200 1,222,000 1,224,800 1,227,600	2,052,000～2,055,999 2,056,000～2,059,999 2,060,000～2,063,999 2,064,000～2,067,999 2,068,000～2,071,999	1,356,400 1,359,200 1,362,000 1,364,800 1,367,600
1,672,000～1,675,999 1,676,000～1,679,999 1,680,000～1,683,999 1,684,000～1,687,999 1,688,000～1,691,999	1,103,200 1,105,600 1,108,000 1,110,400 1,112,800	1,872,000～1,875,999 1,876,000～1,879,999 1,880,000～1,883,999 1,884,000～1,887,999 1,888,000～1,891,999	1,230,400 1,233,200 1,236,000 1,238,800 1,241,600	2,072,000～2,075,999 2,076,000～2,079,999 2,080,000～2,083,999 2,084,000～2,087,999 2,088,000～2,091,999	1,370,400 1,373,200 1,376,000 1,378,800 1,381,600
1,692,000～1,695,999 1,696,000～1,699,999 1,700,000～1,703,999 1,704,000～1,707,999 1,708,000～1,711,999	1,115,200 1,117,600 1,120,000 1,122,400 1,124,800	1,892,000～1,895,999 1,896,000～1,899,999 1,900,000～1,903,999 1,904,000～1,907,999 1,908,000～1,911,999	1,244,400 1,247,200 1,250,000 1,252,800 1,255,600	2,092,000～2,095,999 2,096,000～2,099,999 2,100,000～2,103,999 2,104,000～2,107,999 2,108,000～2,111,999	1,384,400 1,387,200 1,390,000 1,392,800 1,395,600
1,712,000～1,715,999 1,716,000～1,719,999 1,720,000～1,723,999 1,724,000～1,727,999 1,728,000～1,731,999	1,127,200 1,129,600 1,132,000 1,134,400 1,136,800	1,912,000～1,915,999 1,916,000～1,919,999 1,920,000～1,923,999 1,924,000～1,927,999 1,928,000～1,931,999	1,258,400 1,261,200 1,264,000 1,266,800 1,269,600	2,112,000～2,115,999 2,116,000～2,119,999 2,120,000～2,123,999 2,124,000～2,127,999 2,128,000～2,131,999	1,398,400 1,401,200 1,404,000 1,406,800 1,409,600
1,732,000～1,735,999 1,736,000～1,739,999 1,740,000～1,743,999 1,744,000～1,747,999 1,748,000～1,751,999	1,139,200 1,141,600 1,144,000 1,146,400 1,148,800	1,932,000～1,935,999 1,936,000～1,939,999 1,940,000～1,943,999 1,944,000～1,947,999 1,948,000～1,951,999	1,272,400 1,275,200 1,278,000 1,280,800 1,283,600	2,132,000～2,135,999 2,136,000～2,139,999 2,140,000～2,143,999 2,144,000～2,147,999 2,148,000～2,151,999	1,412,400 1,415,200 1,418,000 1,420,800 1,423,600
1,752,000～1,755,999 1,756,000～1,759,999 1,760,000～1,763,999 1,764,000～1,767,999 1,768,000～1,771,999	1,151,200 1,153,600 1,156,000 1,158,400 1,160,800	1,952,000～1,955,999 1,956,000～1,959,999 1,960,000～1,963,999 1,964,000～1,967,999 1,968,000～1,971,999	1,286,400 1,289,200 1,292,000 1,294,800 1,297,600	2,152,000～2,155,999 2,156,000～2,159,999 2,160,000～2,163,999 2,164,000～2,167,999 2,168,000～2,171,999	1,426,400 1,429,200 1,432,000 1,434,800 1,437,600

給与所得
金額の
算出表

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、まず、この表の「給与等の金額」欄の該当する行を求め、次にその行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額を求めます。この金額が、その給与等の金額につい

ての給与所得控除後の給与等の金額です。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の人の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める給与所得控除後の給与等の金額とします。

令和7年分の所得税額の速算表

課税給与所得金額(A)	税 率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5 %	—	(A) × 5 %
1,950,000円超 3,300,000 〃	10 %	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000 〃 6,950,000 〃	20 %	427,500 〃	(A) × 20% - 427,500 〃
6,950,000 〃 9,000,000 〃	23 %	636,000 〃	(A) × 23% - 636,000 〃
9,000,000 〃 18,000,000 〃	33 %	1,536,000 〃	(A) × 33% - 1,536,000 〃
18,000,000 〃 40,000,000 〃	40 %	2,796,000 〃	(A) × 40% - 2,796,000 〃
40,000,000 〃	45 %	4,796,000 〃	(A) × 45% - 4,796,000 〃

(注1) 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(注2) 平成25年から令和19年までは復興特別所得税額（基準所得税額の2.1%）を所得税額に併せて源泉徴収し、又は申告・納付することになります。

令和7年分の年末調整のための所得税額の速算表

課税給与所得金額(A)	税 率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5 %	—	(A)×5 %
1,950,000円超 3,300,000 〃	10%	97,500円	(A)×10% - 97,500円
3,300,000 〃 6,950,000 〃	20%	427,500円	(A)×20% - 427,500円
6,950,000 〃 9,000,000 〃	23%	636,000円	(A)×23% - 636,000円
9,000,000 〃 18,000,000 〃	33%	1,536,000円	(A)×33% - 1,536,000円
18,000,000 〃 18,050,000 〃	40%	2,796,000円	(A)×40% - 2,796,000円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

〈年調年税額の求め方〉

令和7年分の年末調整のための所得税額を算出する場合には、上記の「速算表」を用い、「課税される給与所得金額」^(注)を「課税給与所得金額」欄に当てはめ、その該当する行の「税率」を「課税される給与所得金額」に掛けて求めた金額からその行の「控除額」欄の金額を差し引いた算出所得税額を計算し、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額がある場合にはその控除額を控除した残額が求める年調所得税額です。

例えば、「課税される給与所得金額」が500万円の場合には、求める税額は、次のようになります。

$$5,000,000 \times 20\% - 427,500 \text{円} = 572,500 \text{円}$$

次に、年調所得税額に復興特別所得税額を加算した税額(次の算式により計算した税額)が年調年税額です。
 年調所得税額×102.1% = 年調年税額 (100円未満切捨て)

(注) 「課税される給与所得金額」とは、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(別表第五)」(以下「給与所得金額の算出表」といいます。)により求めた給与所得控除後の給与等の金額(70ページの所得金額調整控除の適用がある場合には、その金額を控除した後の金額)から社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額及び基礎控除額の合計額を控除した金額をいいます。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

- まず、「給与所得金額の算出表」によりその年中の給与等の金額に応じて求めた給与所得控除後の給与等の金額(所得金額調整控除後)から、次に掲げる金額を控除した金額を求めます。
 - その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - その年中の給与等の金額から控除される小規模企業共済等掛金がある場合には、その金額
 - 「給与所得者の保険料控除申告書」により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - 「給与所得者の保険料控除申告書」により申告された小規模企業共済等掛金の金額がある場合には、その金額
 - 「給与所得者の保険料控除申告書」により申告された生命保険料又は地震保険料の金額がある場合には、次ページの表の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額
 - 「給与所得者の配偶者控除等申告書」により申告された配偶者控除額又は配偶者特別控除

額がある場合には、その金額(33ページ参照)

- 「給与所得者の特定親族特別控除申告書」により申告された特定親族特別控除額がある場合には、その金額(33ページ参照)
- 「給与所得者の基礎控除申告書」により申告された基礎控除の金額(128ページ)
- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」にその人が一般の障害者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合には、これらの一に該当するごとに270,000円、その人が特別障害者に該当する旨の記載があるときは400,000円、ひとり親に該当する旨の記載があるときは350,000円を、また、その申告書に、その人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき270,000円、その人が特別障害者に該当する旨の記載があるときは400,000円、同居特別障害者に該当する旨の記載のあるときは750,000円を、1により求めた金額から控除した金額を求めます。

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額			甲								乙
			扶 養 親 族 等 の 数								
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額の 3.063%に相当 する金額	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300	
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500	
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800	
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100	
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,400	
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,700	
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	6,000	
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,300	
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,600	
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,800	
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	7,100	
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,500	
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,800	
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	8,100	
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,400	
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,700	
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	9,000	
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,300	
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600	
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900	
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200	
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500	
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800	
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100	

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申
告書」を提出し
ない人について
使用

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額			甲								乙	丙
			扶 養 親 族 等 の 数									
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その日の社会 保険料等控 除後の給与 等の金額の 3.063%に相 当する金額	円
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
2,950	3,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,000	3,050	10	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,050	3,100	10	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,100	3,150	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,150	3,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,200	3,250	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,250	3,300	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,300	3,400	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,400	3,500	30	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,500	3,600	35	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	40	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	45	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	55	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	60	5	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	65	10	0	0	0	0	0	0	0	160	0
4,200	4,300	70	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,300	4,400	75	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
4,400	4,500	80	25	0	0	0	0	0	0	0	200	0
4,500	4,600	85	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0
4,600	4,700	85	35	0	0	0	0	0	0	0	230	0
4,700	4,800	90	35	0	0	0	0	0	0	0	260	0
4,800	4,900	90	40	0	0	0	0	0	0	0	270	0
4,900	5,000	95	40	0	0	0	0	0	0	0	280	0
5,000	5,100	100	45	0	0	0	0	0	0	0	300	0
5,100	5,200	100	50	0	0	0	0	0	0	0	310	0
5,200	5,300	105	55	0	0	0	0	0	0	0	330	0
5,300	5,400	110	55	5	0	0	0	0	0	0	340	0
5,400	5,500	110	60	5	0	0	0	0	0	0	360	0
5,500	5,600	115	65	10	0	0	0	0	0	0	370	0
5,600	5,700	120	65	15	0	0	0	0	0	0	390	0
5,700	5,800	125	70	15	0	0	0	0	0	0	400	0
5,800	5,900	125	75	20	0	0	0	0	0	0	420	0
5,900	6,000	130	75	25	0	0	0	0	0	0	440	0
6,000	6,100	135	80	30	0	0	0	0	0	0	470	0
6,100	6,200	135	85	30	0	0	0	0	0	0	510	0
6,200	6,300	140	90	35	0	0	0	0	0	0	540	0
6,300	6,400	150	90	40	0	0	0	0	0	0	580	0
6,400	6,500	150	95	40	0	0	0	0	0	0	610	0
6,500	6,600	155	100	45	0	0	0	0	0	0	650	0
6,600	6,700	160	100	50	0	0	0	0	0	0	680	0
6,700	6,800	165	105	50	0	0	0	0	0	0	710	0
6,800	6,900	165	110	55	5	0	0	0	0	0	750	0
6,900	7,000	170	110	60	5	0	0	0	0	0	780	0

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

日雇労働者について使用

第1部 年末調整の仕方

◆ 第1 年末調整に当たっての心得 ◆

1 年末調整を行う理由

年末調整とは、本年中に支払ってきた給与について源泉徴収した税額の合計額を正当な年税額に一致させるための手続で、給与の支払者にとっては欠くことのできない重要な事務となっています。

本年も、令和7年分の給与所得についての年末調整を行う時期が目前にせまってきました。

年末調整というのは、ご承知のとおり、会社や商店などの給与の支払者が、給与の支払を受ける人の各人ごとに、この1年間にわたって月々(日々)の給与の支払の際その給与について源泉徴収してきた税額を、正当な年税額に一致させるための年末における税務上の精算手続をいいます。そして、この手続は、給与の支払者にとっては、月々(日々)に支払う給与について行っている平常の源泉徴収手続とともに、欠くことができない重要な事務となっています。

給与の支払者にしてみれば、毎月(日)給与を支払うたびに、かなり面倒な手数をかけて所定の所得税を源泉徴収しているのに、なぜその上に年末調整を行わなければならないのか、という疑問をいだかれると思いますが、それは次のような理由からです。

もともと、所得税は、毎年1月1日から12月31日までの暦年を単位として課税される税金ですから、その年の所得の金額が確定した後に、所得者自身がその年1年間における所得の合計額を基にして税額を計算し、所轄の税務署に申告して納税するのが建前となっています。しかし、そのような建前とは別に、給料や賃金、賞与などの給与所得については、1年間の給与の総額が確定する前に、あらかじめ給与の支払者が、月々(日々)の給与を支払うたびに所定の源泉徴収税額表によって1年分の所得税額の一部ずつを徴収して納税する仕組みになっています。この月々(日々)源泉徴収してきた税額は月々(日々)の給与について徴収すべき税額として正当なものでも、1年間の給与の総額について課税される本来の正当な年税額に対しては一種の概算納税額にすぎないものですし、また、月々(日々)の源泉徴収の際には、生命保険料や地震保険料などの控除をしていないこともあつ

て、本年中において月々(日々)源泉徴収してきた税額の合計額と、この1年間の給与総額について課税される本来の正当な年税額とは、次の図表のように一致しないのが普通です。

① 本年1年間の月々(日々)の源泉徴収税額の合計額	② 正当な年税額	差 額 (徴収不足分) (②-①)
① 本年1年間の月々(日々)の源泉徴収税額の合計額	② 正当な年税額	差 額 (徴収超過分) (①-②)

この不一致の原因としては、前述のように毎月の源泉徴収税額が概算納付額であることや各種保険料の控除等があげられますが、その具体的な内容を要因別に整理すると、次表のようになります。

要 因	具 体 的 内 容
社会保険料控除等を正しく行うため	月額表や日額表などの源泉徴収税額表は、税額が求めやすいように給与などから月々差し引かれるところの社会保険料や小規模企業共済等掛金についての控除を給与所得控除を適用する前に行っていますが、年末調整では、税法に定められた順序に従って給与所得控除後の給与等の金額から社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除を行うこととしており、このために生ずる過納額を精算することになります。
概算で徴収した賞与の税額を是正するため	賞与などに対する源泉所得税額は、その計算の基礎をその賞与などが支払われる前月中の普通給与の金額にしていますので、たまたま前月の普通給与が少なかった場合に年税額を計算したときには不足額が生じますし、逆の場合には過納額が生じます。また、賞与に対する源泉所得税額は、1年間に普通給与の金額の5か月分に相当する金額の賞与が支給されるものとして計算して求めた割合を乗じて算出された税額ですから、普通給与の金額の5か月分を超える賞与が支給されたような場合には、年税額を計算したときに不足額が生じ、逆に5か月分未満である場合には過納額が生じますから、これらの過不足額を精算することになります。
配偶者控除額又は配偶者特別控除額を正しく控除するため	源泉徴収税額表は、源泉控除対象配偶者に該当する場合に38万円の配偶者控除又は配偶者特別控除を控除する仕組みとなっていますが、源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者で一定の要件に該当する配偶者については、控除不足となっておりその不足額を精算することになります。
特例による扶養控除額等を正しく控除するため	一般の配偶者控除又は扶養控除に代えて適用される「老人控除対象配偶者」、「特定扶養親族」又は「老人扶養親族（同居の老親等に係る扶養控除の特例が適用される老人扶養親族を含みます。）」については、特例により控除額が割増しされていますが、月々の給与に対する税額の計算の際に使用する月額表は、通常の控除額38万円であるものとして作成されており、このために特例による割増控除額と通常の控除額との差額が一般に控除不足となっています。 年税額の計算に当たっては、これらの控除を正しい特例による控除額によって控除することとし、これによって生ずる過納額や不足額を精算することになります。
障害者等の控除額を正しく控除するため	障害者、同居特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の控除額は、一般の扶養控除額とは異なった額になっていますが、月々の給与に対する税額の計算の際には、これらに該当するごとに扶養親族が1人いるものとして月額表や日額表を適用するため、一般に正規の額に比し過大に控除していることになります。年税額の計算に当たっては、これらの控除を正しい控除額によって控除することとし、これによって生ずる不足額や過納額を精算することになります。

要 因	具 体 的 内 容
扶養親族等の数の異動による調整を行うため	障害者（特別障害者及び同居特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親、勤労学生、源泉控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を含みます。）、又は控除対象扶養親族（特定扶養親族、同居老親等及び同居老親等以外の老人扶養親族を含みます。）に該当するかどうかは、月々の源泉徴収を行うときには、その給与等を支払う時の現況によって判定して控除していますが、本来、所得税法では、これらはすべてその年の12月31日の現況（死亡した者については、死亡の時の現況）によって判定した上で1年分の控除が認められることとなっていますから、年の中途でこれらに異動があったときには過納額や不足額が生ずることとなり、これらの過不足額を精算することになります。
生命保険料控除等を行うため	社会保険料のうちの国民健康保険の保険料や保険税及び国民年金の保険料や掛金、小規模企業共済等掛金のうち小規模企業共済の共済契約に基づく掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金など、生命保険料及び地震保険料等の控除額並びに給与所得者の住宅借入金等特別控除の年末調整控除額は、月々の給与について源泉徴収するときには控除しないで年末調整によって控除することとなっており、これによって生ずる過納額を精算することになります。

そこで、上記表のような不一致を修正しなければならないこととなりますが、その修正の手段として「年末調整」という手続が必要となるわけです。

この不一致は、給与の支払を受ける人が自分で所轄の税務署に対し所得税の確定申告書を提出して精算すればよいわけですが、全国に何千万人もいる給与の支払を受ける人のすべてが確定申告書を提出することは、給与の支払を受ける人の側にとっても、税務署の側にとっても大変な手数となります。また、給与の支払を受ける人の大部分は、通常、一か所の支払者からの給与のほかには所得がないか、あってもわずかな額の所得しかないのが普通ですから、給与の支払を受ける人がいちいち確定申告書を提出して精算するよりも、月々(日々)の給与について源泉徴収を行っている給与の支払者が、その源泉徴収事務の延長として、年間の給与の総額に対する正当な年税額を計算し、その正当な年税額とその年中において月々(日々)源泉徴収してきた税額の合計額との差額を還付したり徴収したりして精算した方が、より正確な納税を期待できるともいえます。このような見地から、給与の支払者は、その年最後の給与の支払をする際に、年末調整によってその差額の精算を行わなければならないとされているのです（法190）。

給与と同じように支払の際に所得税を源泉徴収することになっている配当や特定の報酬、料金などについては年末調整という手続がなく、給与だけにあるというのも、以上のような理由があるからです。

給与のほかにも所得がある人や給与の総額が高額である人などで、税務署に対し所得税の確定申告書を提出しなければならないとされている一部の特定の人を除いて、給与の支払を受ける人のほとんどは、給与の支払者が年末調整を行うことによってその年分の所得税の納税が完了することになるわけですから、あらためて税務署に対し確定申告書を提出する必要がないこととなります。また、給与の支払者は、年末調整を終えることによってその年分の源泉徴収事務のしめくくりをつけることとなります。

2 年末調整の実施時期

年末調整は、通常12月中に行います。

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時に行います。

したがって、年末調整は、一般的にいえば12月中に行うことになります。12月中に普通の給与と賞与とをそれぞれ別の日に支払う場合のように、12月中に2回以上にわたって給与の支払をする場合には、そのうちの最後の給与の支払をする時に行うことになります。

ただし、12月中の給与の支払が、まず賞与を支払い、その後、別の日に普通の給与を支払うという順序で行われる場合には、その賞与を本年最後の給与とみて、その賞与を支払う時に年末調整を行ってもよいという実務上の取扱いが認められています（基通190-6）。

税法上でも、このように普通の給与よりも先に賞与を支払う場合に、賞与から通常の計算方法によって計算されるその賞与に対する税額だけを徴収したのでは、その後普通の給与を支払う時にいて行う年末調整で不足額が生ずると見込まれるときは、その賞与から通常の計算方法によって計算されるその賞与に対する税額のほかに、その賞与を支払う時にいて年末調整を行ったとした場合に生ずると見込まれる不足額をも、その賞与に対する税額としてあらかじめ徴収することができる旨の規定が設けられています（法186③）。

（注） 上記の税法の規定（法186③）は、賞与を支払う時に年末調整を行わないで、普通の給与を支払う時に年末調整を行う場合には、場合によっては12月分の普通の給与の手取額が、他の月の普通の給与の手取額よりも著しく減少するような事態が生ずることもあるので、このような事態が生じないようにするためにとられている措置です。したがって、その内容も年末調整による不足額と見込まれる税額とその賞与についての本来の税額との合計額を賞与の税額として徴収することができることにしているにすぎません。

これに対し、上記の取扱い（基通190-6）では、賞与を本年最後の給与とみて年末調整を行うことを認めていますので、それによって年末調整による不足額の徴収を行うことはもちろん、過納額の還付も行うことができることになります。

ところで、賞与を本年最後の給与とみて年末調整を行う上記の取扱い（基通190-6）は、もともと、賞与から徴収する税額が、一般的にいって普通の給与に対する税額よりも高額になるため、賞与を支払ったのち普通の給与を支払う時に年末調整を行うことにしますと、年末調整による過納額が多額となって、年内に還付することができないような事態が生じるので、そのようなことにならないようにするためにとられている措置ですが、12月中に徴収した税額を翌年1月10日の納期限まで預かっている一般の会社などでは、年末調整による過納額を年内に還付することができないというようなことはまず起こりませんから、必ずしも先に支払う賞与で年末調整を行う必要はないものと思われます。このような措置を必要とするのは、給与の支払と同時に源泉徴収した税額を納めることとなっている官公庁などに限られるものと思われます。

ただ、一般の会社などであっても、普通の給与に比し著しく多額の賞与を支払うところでは、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」は、賞与が普通の給与の5か月分支払われるものとして作られており、しかも、賞与に対する税額は、前月の普通の給与をベースにして求めた算出率によって計算することとなっているため、賞与を支払う時に年末調整を行わないで、普通の給与を支払う時に年末調整を行うことにしますと、賞与に対する税額の不足額が年末調整による不足額として普通の給与にくいこ

み、それだけ普通の給与の手取額が減少することになりますので、このようなところでは、賞与を支払う時に年末調整を行うことが望ましいのではないかと思います。

年末調整は、上述のように本年最後の給与の支払をする時に行いますが、この「本年最後の給与の支払をする時」とは、給与の支払者を基準としてみるのではなく、給与の支払を受ける人の一人一人を基準としてみることとなっています。そこで、次のような人については、一般の在籍者に対する年末調整とは別に、それぞれ次の時に年末調整を行うことになります（基通190-1）。

特別な時に年末調整を要する人	年末調整を行う時
① 本年中途で死亡により退職した人	死亡の時
② 本年中途で出国して非居住者となった人 例えば、本年中途で海外支店に勤務するため出国した人のように、本年中途で非居住者（日本国内に住所も1年以上の居所もない人）となった人が、これに該当します。	出国の時
③ 本年中途で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみても本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、しかも、退職後本年中に給与の支払を受けることがない人	退職の時
④ 12月中に支払日の到来する給与の支払を受けた後に退職した人	退職の時
⑤ 11月以前に本年最後の給与の支払を受ける人（本年中途で退職した人で年末調整の対象とならない人は、除かれます。）	本年最後の給与を支払う時
⑥ 年の中途で退職したパートタイマーなどのうち、その年中の給与の総額が123万円以下（令和7年12月1日前に支払を受ける場合は103万円以下）で、かつ、退職後、他の勤務先等から給与等の支払を受けない人	退職の時

3 年末調整の対象となる人とならない人

(1) 年末調整の対象となる人

年末調整は、「扶養控除等申告書」を提出している人で、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行います。

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額（本年の途中で就職した人で、就職前に他の支払者から支払を受けた給与を通算して年末調整を行うことになる人の場合には、その通算する給与を含めた総額）が2,000万円以下である人について行います（法190）。

（注）このように年末調整の対象となる人を「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出者に限定しているのは、この申告書は主たる給与の支払者に限って提出することができることとされ、この申告書の提出がない人は他に主たる給与の支払を受けていると考えられること、また、本年中の給与の総額が2,000万円を超える人の場合にはそのほとんどの人が、給与のほかにも他の所得があるか、又は他の支払者から給与の支払を受けていることによって毎年税務署に対し所得税の確定申告書を提出し、それによって源泉徴収された税額の精算を行っているのが通例ですので、このような人についてまでも確定申告に代わる役割をもつ年末調整を行うことは、いたずらに二重の手数をかけるだけで、実益がないと判断されるからです。

なお、本年中の給与の総額が2,000万円を超える人は、たとえ給与のほかにも他の所得が全くない場合であっても、確定申告書を提出しなければならないことになっていますから注意してください（法120、

121)。

上述のように年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行いますが、この場合、この申告書がいつ提出されたかは問いません。したがって、年末調整の対象となる人とは、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人のうち、次のような人をいうことになります（法190、基通190-1）。

年 末 調 整 の 対 象 と な る 人		説 明
十 二 月 中 に 年 末 調 整 を 要 す る 人	① 年初から年末まで引き続き在籍している人のうち、年初から「扶養控除等申告書」を提出している人	1月 12月 「提 申告書 出」
	② 年初から年末まで引き続き在籍している人のうち、本年中途で「扶養控除等申告書」を提出している人	1月 「申告書」の提出なし 9月 12月 「提 申告書 出」
	③ 本年中途で就職し年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 1 学校卒業と同時に就職した人	1月 在学中 4月 12月 「就 申告書 出」
	2 本年中途で就職した人 イ 前職のない人	1月 無職 5月 12月 「就 申告書 出」
	ロ 前職のある人	1月 他社 5月 7月 自社 12月 「提 申告書 出」 「退 職」 「再 就 職」 「提 申告書 出」
人	④ 日額表の丙欄で所得税を源泉徴収していた人（いわゆる丙欄適用者であった人）で、雇用期間の延長により本年中途で丙欄適用者でないことになり年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 ※ 例えば、日雇の労働者やアルバイトなどとして勤務していた人のうち、雇用期間の延長又は再雇用により継続して2か月を超えて勤務することになったため、本年中途で丙欄適用者でないことになった人で、「扶養控除等申告書」を提出している人が、これに該当します。	3月 申告書提出不要 4月 12月 丙 適用者 雇用延長 「提 申告書 出」
	⑤ 本年中途で居住者となり年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 ※ 例えば、本年中途で外国支店から本店勤務となって帰国した人のように、本年中途で居住者（日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上の居所を有する人）となった人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人が、これに該当します。	1月 非居住者 7月 居住者 12月 帰国 「提 申告書 出」

年末調整の対象となる人		説	明
特 別 な 時 に 年 末 調 整 を 要 す る 人	⑥ 本年途中で死亡により退職した人のうち、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 (申告書)提出	9月 死亡退職
	⑦ 本年途中で出国して非居住者となった人のうち、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 (申告書)提出	居住者 5月 非居住者 12月 出国
	⑧ 本年途中で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみて本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、しかも、退職後本年中に給与の支払を受けることがない人で、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 (申告書)提出	10月 障害退職
	⑨ 12月中に支給日の到来する給与の支払を受けた後に退職した人のうち、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 (申告書)提出	12月 1日 25日 支給日 退職
	⑩ 本年途中で退職したパートタイマーなどのうち、その年中の給与の総額が123万円以下（令和7年12月1日前に支払を受ける場合は103万円以下）で「扶養控除等申告書」を提出し、かつ、退職後、他の勤務先等から給与等の支払を受けない人	1月 (申告書)提出	給与の総額103万円以下 11月 退職
(注) 上記の①から⑩までに掲げる人の年末調整の対象となる給与の範囲については、第2の3の「本年分の給与の金額と徴収税額の集計」の項（163ページ）で説明していますから、それを参照してください。			

(2) 年末調整の対象とならない人

年末調整は、「扶養控除等申告書」を提出していない人や「扶養控除等申告書」を提出していても本年中の給与の総額が2,000万円を超える人などについては行ってはなりません。

(1)で説明したように、年末調整の対象となる人は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人に限られていますので、年末調整の対象とならない人とは、簡単にいえば、そのような人に該当しない人といえますが、もっと具体的にいえば、年末調整の対象とならない人の範囲は、次のようになります。したがって、次のような人に支払う給与については、年末調整を行ってはならないこととなりますから、本年最後に支払う給与についても、月々(日々)の所定の源泉徴収の方法で所得税を源泉徴収することになります。

年末調整の対象とならない人	説 明
① 本年最後の給与の支払をする時までに「扶養控除等申告書」を提出していない人 ※ 次に掲げる人が、これに該当します。 イ 2か所以上の支払者から給与の支払を受けているため、「扶養控除等申告書」を他の給与の支払者に提出している人（乙欄適用者） ロ 継続して同一の給与の支払者に雇われ、しかも、1か所の支払者だけから給与の支払を受けているにもかかわらず、「扶養控除等申告書」の提出を忘れている人（乙欄適用者）	この人については、「扶養控除等申告書」を提出していない理由のいかんを問わず、年末調整を行ってはならないことになっています。 しかし、これに該当する人のうち、左欄のロの「扶養控除等申告書」の提出を忘れている人については、前にも説明したように、年末調整は本年最後の給与の支払をする時において「扶養控除等申告書」を提出している人について行うことになっており、この申告書がいつ提出されたかどうかは問わないことになっていますし、また、この人は本来この申告書を提出できるにもかかわらずその提出を忘れているだけですから、本年最後の給与の支払をする時に間に合うようにこの申告書を提出すれば、それによって年末調整を行うことができます。 なお、「扶養控除等申告書」は、その名称から控除対象扶養親族などの控除を受けようとする人だけが提出するものであると考えられがちですが、独身者などで控除する控除対象扶養親族などがない人でも提出しなければならないものですから、注意してください。
② 本年最後の給与の支払をする時までに「扶養控除等申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額（本年中途で就職した人で、就職前に他の支払者から支払を受けた給与を通算して年末調整を行うことになる人の場合には、その通算する給与をも含めた総額）が2,000万円を超える人	この人については、たとえ給与のほかに他の所得が全くない場合でも、その人が自分で自分の住所地を管轄する税務署に対し所得税の確定申告書を提出しなければならないことになっており、年末調整を行ってはならないことになっています。 なお、この人の給与について源泉徴収した税額は、すべて確定申告を通じて精算されることになります。
③ 丙欄適用者 ※ 現に日額表の丙欄を適用して所得税を源泉徴収している日雇の労働者やアルバイトなどが、これに該当します。	この人については、もともと「扶養控除等申告書」を提出する必要がないことになっていますので、年末調整を行ってはならないことになっています。なお、その賃金に対する源泉徴収税額は、その人の実際の就労日数や扶養親族などの有無に関係なく、あらかじめ1か月の就労日数を22日とし、また、その扶養親族などは控除対象配偶者のほかに控除対象扶養親族が2人いるものとして定められています。丙欄適用者は、特別の取扱いが認められる場合のほかは、もともと同一の給与の支払者から継続して2か月を超えない期間内に支払を受ける給与について丙欄適用者となることができるのであって、雇用期間の延長又は再雇用により、継続して2か月を超えて雇用されることになった場合には、その2か月を超えて支払を受ける給与については、丙欄適用者となることはできないことになっていますから、これに該当する人が、その2か月を超えて支払を受ける給与について「扶養控除等申告書」を提出しているときは、前に説明したように、年末調整を行うことになります。
④ 被災給与所得者 ※ 災害によって被害を受け、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年中の給与に対する源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けている人が、これに該当します。	この人については、たとえ「扶養控除等申告書」の提出がある場合であっても、その人が自分で自分の住所地を管轄する税務署に対し所得税の確定申告書を提出し、徴収猶予や還付を受けた税額の精算をしなければならないことになっていますので、年末調整を行ってはならないことになっています。 なお、災害を受けたことによって源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けている人は、既に給与の支払者を通じて災害を受け